

郵政グループの内部通報窓口の運用状況調査について

1 背景

本年6月12日に「公益通報者保護法の一部を改正する法律」が公布され、事業者に対して、内部通報に対応するために必要な体制の整備等が義務付けられ、その実効性確保のための行政措置が導入されました。

さらに、内部調査等に従事する者に対して、通報者を特定させる情報の守秘を義務付け、違反した場合の刑事罰も導入されることになりました。

これらの趣旨を踏まえ、郵政グループの内部通報窓口が適正に機能しているかどうかについて、JP改革実行委員会横田委員に検証を依頼することといたします。

2 具体的検証方法

- ・ グループ各社の内部通報窓口寄せられた多数の社員からの声に対するグループの対応状況について、第三者であるJP改革実行委員会 横田委員に検証を依頼いたします。
- ・ 検証作業は、JP改革実行委員会 横田委員及び横田委員と共に業務改善計画の進捗状況等の検証を実施しているチーム（弁護士で構成）に実施していただくことを予定しています。
- ・ 検証チームの検証結果を踏まえ、通報者保護に資する内部通報制度の仕組みを検討するとともにJP改革実行委員会等に内部通報窓口の運用状況のフォローアップを依頼いたします。
- ・ なお、検証作業は、今年度中を目途に完了することを予定しています。

以上